



令和2年度 **京都式農福連携補助金**のご案内

京都式農福連携補助金の制度がより活用しやすく変わりました！

京都式農福連携補助金とは？

障害者の就労促進や居場所を創造するとともに、地域の多種多世代の人々が地域の担い手となる共生社会づくりを推進するため、福祉事業所による農業と福祉を通して地域と共生を図る事業に対して支援する補助金です。

申請期間：令和2年6月30日(火)午後5時まで

(1) 農福連携スタートアップ事業

補助対象経費上限：5,000千円
補助率：2/3

**新たに農福連携に取り組む福祉事業所を対象に、初期投資費用を支援します！
法人要件を緩和し、福祉サービス事業実績2年以上を1年以上としました！**

◆主な活用例

- ・ビニールハウス建造やトラクター導入など農業生産のための施設・設備費用
- ・加工場の整備や調理器具導入など農作物加工のための施設・設備費用
- ・カフェスペース・サロンなど販売や地域交流のための施設・設備費用

(2) - 1 地域共生社会推進事業

補助対象経費上限：3,000千円
補助率：2/3

農福連携を通じた**障害者の社会参加促進**や、**農福連携の普及啓発の費用**を支援します！

◆主な活用例

- ・マルシェなど地域交流イベントの開催費用
- ・販売事業の宣伝や農福連携の普及啓発などの広報費用
- ・利用者や事業所職員を対象とした農業等の研修の開催・参加費用

(2) - 2 地域課題対策事業

補助対象経費上限：1,000千円
(※(2)-1と同時に申請する場合、補助対象経費上限は合計で3,000千円)
補助率：2/3

農福連携を通じて**地域課題の解決に取り組む費用**を支援します！

◆主な活用例

- ・有害鳥獣対策のための電気柵導入費用
- ・耕作放棄地開墾のための費用
- ・地域特産品を生産するための施設・設備費用

(3) 6次産業化促進事業

補助対象経費上限：5,000千円
補助率：2/3

利用者の工賃向上につながる、6次産業化に取り組む費用を支援します！
事業計画作成にあたり、**アドバイザーによる支援**を実施します！

◆主な活用例

- ・加工場の工事や調理器具導入など農作物加工のための施設・設備費用
- ・農産物・農産加工品を使用・販売するカフェスペースのための施設・整備費用
- ・他団体と連携した6次産業化スキームの構築・運用に要する経費費用

※制度や申請方法の詳細については「**京都式農福連携補助金交付要綱**」及び「**令和2年度京都式農福連携補助金申請要領**」をご覧ください。

お問い合わせ先(応募先)

〒602-8570京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
きょうと農福連携センター事務局(京都府健康福祉部障害者支援課内)
TEL: 075-414-4600(または4596)
E-mail: noufuku@pref.kyoto.lg.jp

